

大阪広域水道企業団訓令第1号

部内一般

大阪広域水道企業団公舎管理規程（平成26年大阪広域水道企業団訓令第1号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月2日

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(使用料の納入)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 <u>月の途中で入居し、又は退去した場合における当該月の使用料は、日割計算によるものとする。</u></p>	<p>(使用料の納入)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 <u>使用期間が1か月に満たない場合の使用料は、1月の使用料に、月の途中で入居した場合にあっては、その入居した日から当該月の末日までの間の、月の途中で退去した場合にあっては、当該月の1日からその退去の日までの間の日数を乗じ、当該月の日数で除して得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を徴収する。</u></p>
<p>(特別承認)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>(1) <u>同居を承認された者以外の者を同居させようとするとき。</u></p> <p>(2) <u>公舎の模様替えをし、又は公舎に工作を加えようとするとき。</u></p>	<p>(特別承認)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>(1) <u>同居を承認された者以外の者を同居させようとするとき</u></p> <p>(2) <u>公舎の模様替えをし、又は公舎に工作を加えようとするとき</u></p>
<p><u>(使用許可の取消し)</u></p> <p>第14条 (略)</p> <p>(1) <u>使用料を指定の日までに納付しないとき。</u></p> <p>(2) <u>この規程又は公舎の管理に関する必要な指示に違反したとき。</u></p>	<p><u>(使用許可の取消)</u></p> <p>第14条 (略)</p> <p>(1) <u>使用料を指定の日までに納付しないとき</u></p> <p>(2) <u>この規程又は公舎の管理に関する必要な指示に違反したとき</u></p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>

様式第1号（第5条関係）

公舎入居承認申請書
年 月 日
(略)
職・氏名
(略)

様式第1号（第5条関係）

公舎入居承認申請書
平成 年 月 日
(略)
職・氏名 印
(略)

様式第2号（第5条関係）

公舎入居承認書
(略)
年 月 日
大阪広域水道企業団企業長
(略)

様式第2号（第5条関係）

公舎入居承認書
(略)
平成 年 月 日
大阪広域水道企業団企業長 印
(略)

様式第3号（第5条関係）

公舎入居届
年 月 日
(略)
職・氏名
年 月 日に下記の公舎へ入居しましたので、お届け
します。
(略)

様式第3号（第5条関係）

公舎入居届
平成 年 月 日
(略)
職・氏名 印
平成 年 月 日に下記の公舎へ入居しましたので、お届け
します。
(略)

様式第4号（第5条関係）

公舎入居者誓約書
年 月 日
(略)
職・氏名
(略)

様式第4号（第5条関係）

公舎入居者誓約書
平成 年 月 日
(略)
職・氏名 印
(略)

様式第5号（第18条関係）

公舎退去届
年 月 日
(略)
職・氏名
年 月 日に下記の公舎を退去しましたので、お届け
します。
(略)

様式第5号（第18条関係）

公舎退去届
平成 年 月 日
(略)
職・氏名 印
平成 年 月 日に下記の公舎を退去しましたので、お届け
します。
(略)

附 則

この規程は、公布の日から施行する。